

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金

Q & A

—申請編—

目 次

1 基本的事項について

- Q 1 本補助金の目的は何ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 2 地域魅力アップモデル事業と地域課題対応事業はどのように違いますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 申請の要件について

- Q 1 地域魅力アップモデル事業と地域課題対応事業は、それぞれどのような事業が補助対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 2 補助の対象とならない事業は、どのような事業ですか。・・・・・・ 2
- Q 3 参加者から参加費等を徴収する事業は対象になりますか。・・・・・・ 2
- Q 4 【地域魅力アップモデル事業】補助対象団体の地域コミュニティ活動を行う団体として申請できるのは、どのような団体ですか。また、中央区内に事務所がなければ申請できませんか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 5 同一事業について、他の補助金等と重複して申請や受給をすることはできますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 補助対象経費について

- Q 1 どのような経費が補助の対象となりますか。・・・・・・・・・・・・ 3
- Q 2 補助の対象とならない経費は、どのような経費ですか。・・・・・・ 3

4 申請書類の作成について

【交付申請書関係】

- Q 1 交付申請書の日付はいつにすればよいですか。・・・・・・・・・・・・ 3
- Q 2 交付申請書に押印する印鑑に指定はありますか。・・・・・・・・・・・・ 3

【事業計画書関係】

- Q 3 事業計画書の（本年度の）実施期間の開始日はいつにすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- Q 4 【地域魅力アップモデル事業】事業計画書(A)の「予定事業費及び申請額」の欄の交付申請予定期間の総事業費及び交付申請総額の内訳に記入した金額で2年目、3年目の申請を行わなければなりませんか。・・・・・・ 4
- Q 5 【地域魅力アップモデル事業】事業計画書(A)(B)の「地域への説明等の有無」の欄は、必ず記入しなければなりませんか。・・・・・・・・・・・・ 4

【収支予算書関係】

- Q 6 収支予算書の説明欄には何を記入すればよいですか。・・・・・・・・・・・・ 4
- Q 7 収支予算書に記載した経費は、すべて見積書を提出する必要がありますか。また、見積書の様式に指定はありますか。・・・・・・・・・・・・ 4

Q 8 国、県等他の公的機関や民間の補助金等の申請中ですが、まだ補助金等を受けられるか決定していません。収支予算書にはどのように記入すればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【団体概要書関係】

Q 9 団体概要書に記載する担当者について、必要な要件はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5 補助金の交付決定後について

Q 1 地域魅力アップモデル事業は、今年度補助金の交付が決定されれば必ず3か年度補助金の交付を受けることができますか。・・・・・・・・・・ 5

Q 2 事業はいつから開始してよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

6 審査方法について

Q 1 審査方法及び審査基準を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 基本的事項について

Q 1 本補助金の目的は何ですか。

A 中央区における地域住民の主体的な地域課題の解決や地域コミュニティの活性化への取組みを支援することで、安全で安心して暮らすことのできる持続可能な自主自立のまちづくり活動を推進することを目的としています。

Q 2 地域魅力アップモデル事業と地域課題対応事業はどのように違いますか。

A 地域魅力アップモデル事業は、各年度補助上限額100万円の3か年度継続した補助を想定しており、比較的大規模な事業を対象としています。

また、補助期間の間に安定した自己資金を得られるようになり、補助期間終了後は、自立して事業を継続することを前提としています。

地域課題対応事業は、上限20万円、1か年度限りの補助であり、地域の身近な事業を対象としています。

■補助対象事業

地域課題対応事業は、地域における従来のある事業を発展させる事業も対象となりますが、地域魅力アップモデル事業は、新規事業のみが対象です。

また、地域魅力アップモデル事業は、先進性、模範性が求められます。

どちらも補助対象期間終了後も事業の継続が見込まれる必要があります。

■補助対象団体

地域課題対応事業は、校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治会のみが対象ですが、地域魅力アップモデル事業は、これに加えて中央区において地域コミュニティ活動を行う団体（NPO法人、企業等）も対象となります。

2 申請の要件について

Q 1 地域魅力アップモデル事業と地域課題対応事業は、それぞれどのような事業が補助対象となりますか。

A それぞれの補助対象となる事業は、次のとおりです。

■地域魅力アップモデル事業

地域の理解の下に行う中央区において先進的、模範的な特性を有する事業であって、①地域活動の負担軽減が図られる事業、②生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業、③お互い様で支えあう地域づくりを進める事業、①～③のほか公益的な事業で市長が認める事業

■地域課題対応事業

地域住民が主体的かつ継続的に行う事業であって、①住民の身近な課題を解

決する事業、②地域における従来の取組みを発展させる事業
※例年の恒例行事等は対象外です。

Q 2 補助の対象とならない事業は、どのような事業ですか。

A 個人や団体に金品を支給することを目的としたものや宗教、政治、選挙活動に類するものは対象外とします。

また、本補助金のほかに熊本市の補助金、交付金、物品の提供等を受けているものや受ける予定のものは、対象外です。

Q 3 参加者から参加費等を徴収する事業は対象になりますか。

A 営利を目的とするものでなければ、参加者から参加費等を徴収する事業も対象となります。

参加費等の収入がある場合は、収支予算書に収入の内容を明記して収入として計上してください。

Q 4 【地域魅力アップモデル事業】補助対象団体の地域コミュニティ活動を行う団体として申請できるのは、どのような団体ですか。また、中央区内に事務所がなければ申請できませんか。

A 事務所が中央区外にある団体であっても、活動の中心を中央区としている補助対象事業を行う団体は申請できます。法人格の有無は問わず、NPO法人や企業等も対象です。

ただし以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 構成員が5人以上であること
- ・ 組織の運営に関する会則等があること

Q 5 同一事業について、他の補助金等と重複して申請や受給をすることはできますか。

A 同一事業について、熊本市の他の補助金等（物品の提供を含む）と重複して申請や受給をすることはできません。

国、県等他の公的機関や民間の補助金等と重複して申請や受給をすることは可能ですが、申請や受給をする補助金等が熊本市の補助金との重複した申請や受給を認めているか御確認ください。

3 補助対象経費について

Q 1 どのような経費が補助の対象となりますか。

A 補助事業の実施に必要と認められる直接的な経費のうち報償費、研修費、印刷製本費、消耗品費、通信交通費、備品購入費、借上料、委託料等が補助の対象となります。

各経費の内容は、概ね次のとおりです。

経費の区分	内容
報償費	知識、技術等の提供に対する経費
研修費	視察、研修等に係る経費
印刷製本費	資料等の印刷、製本に要した経費
消耗品費	物品の購入に係る経費
通信交通費	旅費、物品の運搬等に係る経費
備品購入費	物品（耐久性があり長期の使用に耐え得るもの）の購入、据付等に係る経費
借上料	会議室、会場等の使用、機器類の賃借等に係る経費
委託料	自らが直接実施することができないもの等について、ほかの者に行わせることに係る経費

Q 2 補助の対象とならない経費は、どのような経費ですか。

A 団体の維持、運営に係る経常的経費、汎用性があり、補助事業以外の事業にも使用し得る物品の購入に係る経費、団体の構成員に対する報償費、老朽化した設備を単に更新する経費は原則として対象外とします。

その他、各種保険料、飲食、金券購入、出捐、奢侈等に係る経費は原則として対象外とします。

4 申請書類の作成について

【交付申請書関係】

Q 1 交付申請書の日付はいつにすればよいですか。

A 実際に書類を御提出される日を御記入ください。

Q 2 交付申請書に押印する印鑑に指定はありますか。

A 団体の印鑑ではなく代表者の印鑑を押印してください。認印でも構いませんが、申請から報告まで同じもので統一してください。

【事業計画書関係】

Q 3 事業計画書の（本年度の）実施期間の開始日はいつにすればよいですか。

A 実施期間の開始日は、交付決定日以後である必要があります。

令和4年度（2022年度）は、9月中に交付を決定する予定のため、10月1日以後の日付を開始日としてください。

また、実施期間は、準備から実績報告書の作成までを含めて記入してください。

Q 4 【地域魅力アップモデル事業】事業計画書(A)の「予定事業費及び申請額」の欄の交付申請予定期間の総事業費及び交付申請総額の内訳に記入した金額で2年目、3年目の申請を行わなければなりませんか。

A 2年目、3年目の申請を行う時点で変更されて構いませんが、事業の計画性も審査の対象になりますので、事業費は慎重に見積ってください。

Q 5 【地域魅力アップモデル事業】事業計画書(A)(B)の「地域への説明等の有無」の欄は、必ず記入しなければなりませんか。

A 校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治会等以外の団体が申請する場合は、事業を実施する地域の自治会長等へ説明を行った上で御記入ください。

御記入いただかなくても申請は可能ですが、審査基準の「地域の理解度」の得点に影響します。

【収支予算書関係】

Q 6 収支予算書の説明欄には何を記入すればよいですか。

A 品名等項目ごとの内訳を記入してください。

予算に計上した項目については、空欄にせず必ず記入してください。

Q 7 収支予算書に記載した経費は、すべて見積書を提出する必要がありますか。また、見積書の様式に指定はありますか。

A 補助対象経費については、原則すべて見積書の原本の提出が必要です。

見積書は、発行日、宛名（団体又は代表者宛）、発行者の名称、住所及び印が整い、金額や内訳が明記されていることが必要です。

Q 8 国、県等他の公的機関や民間の補助金等の申請中ですが、まだ補助金等を受けられるか決定していません。収支予算書にはどのように記入すればよいですか。

A 本補助金の申請時点で補助金の交付が決定していない補助金等は、収支予算書に記載しないでください。

補助金等を受けられることが決定した時点で予算を変更する事業変更の申請をしてください。

【団体概要書関係】

Q 9 団体概要書に記載する担当者について、必要な要件はありますか。

A 申請書類に記載された内容の説明や補正の対応が可能な方であれば役職等の要件はありません。

5 補助金の交付決定後について

Q 1 地域魅力アップモデル事業は、今年度補助金の交付が決定されれば必ず3か年度補助金の交付を受けることができますか。

A 最長連続する3か年度補助金の交付を受けることができますが、2年目、3年目も初年度と同様に年度ごとの申請が必要であり、3か年度の交付を確約するものではありません。

年度ごとに審査会で審査の上補助金の交付の可否を決定するため、事業の実施状況等によっては、不交付になる場合もあります。

Q 2 事業はいつから開始してよいですか。

A 交付決定通知を受けてから事業を開始してください。

交付決定日や事業計画書に書かれた実施期間の開始日より前に開始した場合は、補助金の交付が受けられない場合があります。

6 審査方法について

Q 1 審査方法及び審査基準を教えてください。

A 地域魅力アップモデル事業は、審査会で書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。地域課題対応事業は、原則審査会で書類審査のみを行います。審査基準は、次のとおりです。審査基準の項目ごとに10段階で評価します。

■地域魅力アップモデル事業（初年度）

重要度	項目	審査の視点
1	計画性	事業計画の内容が具体的で実現可能か。
		当該事業における予算の支出項目と金額が適切かつ妥当なものか。
		補助金以外の財源が適切かつ妥当なものか。
2	効果	具体的な事業効果がイメージできるか。
		事業実施とその効果の関係性が容易に整合するものか。
		事業内容は、地域の特性や課題を踏まえたものであるか。
		地域の課題解決や魅力アップにつながるなど、地域が得る利益等が大きなものか。
		自主自立のまちづくりに寄与するものであるか。
3	先進性 模範性	事業内容等が先進的であるか。
		事業内容等が模範的であるか。
4	将来性	補助金交付期間終了後も継続可能で、かつその財源の手当ても妥当なものか。
		事業を継続していくための工夫が見られるか。
		事業を推進していく過程において、地域に役立つ人材の確保や育成につながるか。
5	公益性	一部の人の利益ではなく、多くの人のためになる事業になるか。
		関連団体と連携するなど、広域的なメリットを発揮する事業であるか。
6	地域の理解度 (協力度)	地域からの理解が得られているか。地域からの協力が得られる見込みか。

■地域魅力アップモデル事業（継続）

重要度	項目	審査の視点
1	計画性	事業計画が順調に進捗しているか。
		事業計画に変更がある場合は、昨年度の反省や成果を十分踏まえたものであるか。
		当該年度の事業計画の内容が具体的で実現可能か。
		当該事業における予算の支出項目と金額が適切かつ妥当なものか。
		補助金以外の財源が適切かつ妥当なものか。
2	効果	当該年度の具体的な事業効果がイメージできるか。
		事業実施とその効果の関係性が容易に整合するものか。
3	将来性	次年度以降も継続して活動している様子がイメージできるか。
4	地域の理解度（協力度）	地域からの理解が得られているか。地域からの協力が得られる見込みか。

■地域課題対応事業

重要度	項目	審査の視点
1	計画性	事業計画の内容が具体的で実現可能か。
		当該事業における予算の支出項目と金額が適切かつ妥当なものか。
		補助金以外の財源が適切かつ妥当なものか。
2	効果	具体的な事業効果がイメージできるか。
		事業内容は、地域課題の解決が図られるものであるか。
3	将来性	次年度以降も継続して活動している様子がイメージできるか。

（備考）

重要度は、1から順に高いものとする。

（配点表）

評価できる	やや評価できる	標準的	やや劣る	劣る
10から9	8から7	6から5	4から3	2から1

